（司法書士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　前条の規定による改正後の司法書士法施行令第四条の規定の適用については、改正法附則第十二条第一項の規定によりなお従前の例により同項に規定する旧農地売買等事業を実施する同項に規定する旧市町村農地保有合理化法人であって、一般社団法人又は一般財団法人であるものは同令第四条第一号及び第七号に定める農地保有合理化法人とみなし、農業協同組合であるものは同号に定める農地保有合理化法人とみなす。

（土地家屋調査士法施行令の一部改正）

第二十七条　土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第四条第二項に規定する法人をいう。以下同じ。）であって、」を「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。第七号において同じ。）、農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。第八号において同じ。）であって」に改め、同条第七号中「であって、一般社団法人又は一般財団法人であるもの（農地保有合理化事業にあっては、当該法人又は農地保有合理化法人である農業協同組合）」を削り、同条中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　農業経営基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業　農地利用集積円滑化団体（市町村であるものを除く。）

附則第二項中「第四条第十二号」を「第四条第十三号」に改める。

附則第三項中「第四条第十三号」を「第四条第十四号」に改める。

（土地家屋調査士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　前条の規定による改正後の土地家屋調査士法施行令第四条の規定の適用については、改正法附則第十二条第一項の規定によりなお従前の例により同項に規定する旧農地売買等事業を実施する同項に規定する旧市町村農地保有合理化法人であって、一般社団法人又は一般財団法人であるものは同令第四条第一号及び第七号に定める農地保有合理化法人とみなし、農業協同組合であるものは同号に定める農地保有合理化法人とみなす。

（農住組合法施行令の一部改正）

第二十九条　農住組合法施行令（昭和五十六年政令第百七十号）の一部を次のように改正する。

第五条の表第九十九条第六項、第百一条第二項、第百二条、第百三条第一項から第三項まで、第百四条第一項、第百七条、第百九条及び第百十条第一項の項中「、第百九条及び第百十条第一項」を「及び第百九条」に改め、同表第百八条第一項の項中「農地保有合理化法人」の下に「、農地利用集積円滑化団体」を加える。

（湖沼水質保全特別措置法施行令の一部改正）

第三十条　湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号及び第九条第三号中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第七号」に、「第五条第一項第三号」を「第五条第一項第六号」に改める。

（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令の一部改正）

第三十一条　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令（平成元年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第二項に規定する小作地」を「所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているもの」に改める。

（市民農園整備促進法施行令の一部改正）

第三十二条　市民農園整備促進法施行令（平成二年政令第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表第九十九条第六項、第百一条第二項、第百二条、第百三条第一項から第三項まで、第百四条第一項、第百七条、第百九条及び第百十条第一項の項中「、第百九条及び第百十条第一項」を「及び第百九条」に改める。

第四条第二号中「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第二項に規定する小作地」を「所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているもの」に改める。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第三十三条　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第十九号中「、第五条第一項及び第七十三条第一項」を「及び第五条第一項」に改める。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　改正法附則第六条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧農地法第七十三条第一項の規定に基づく土地等の処分の制限については、前条の規定による改正後の不動産特定共同事業法施行令第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第三十五条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十八条第三項第二号中「第二条第七項第二号ニ」を「第二条第三項第二号ニ」に改める。

（種苗法施行令の一部改正）

第三十六条　種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第三十七条　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項を削り、同条第二項中「、次の式により算出した額を、前項に規定する者を含む法第二十四条第一項の流水をかんがいの用に供する者が負担するものと仮定した場合において、当該流水をかんがいの用に供する者が負担することとなる金額に相当する額及びその額に対応する利息の額とし、その額の算定は」を削り、「都道府県知事が行うもの」を「次の式により算出した額を都道府県知事が配分した金額及びその金額に対応する利息の額」に改め、同項を同条とする。

第五十九条及び附則第十二条中「第二十七条第二項」を「第二十七条」に改める。

（独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部改正）

第三十八条　独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号ニ中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第二十七条第一項」を「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三十条第三項第一号に該当し、同項」に改める。

（独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条　この政令の施行前に改正法第二条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第二十七条第一項の規定による農業委員会の指導を受けた者についての特例付加年金の支給停止については、前条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法施行令第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。